



日本古代地域支配機構の研究

田中，昇一

(Degree)

博士（文学）

(Date of Degree)

2024-03-25

(Date of Publication)

2027-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8792号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100490017>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

日本古代地域支配機構の研究

氏 名 : 田 中 昇 一

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

指導教員氏名	(主)	古 市 晃	教授
	(副)	市 澤 哲	教授
	(副)	石 山 裕 慈	准教授

(注) 4, 000字程度(日本語による)。必ずページを付けること。

日本古代の地域支配は、中国に倣い律令条文に規定された国司・郡司といった地方官人を中心に設計されていた。ただしその運用に際しては、末端において現業を支える存在である雑任層と称される者の編成が不可欠であったことが実例から明らかになっている。本稿は、地域支配機構における雑任・雑任層の実態的な解明を通じて、その具体相および展開過程を論じることを目的とする。

まず序章「研究の視角と本稿の構成」では先行研究を整理しながら本稿の課題と構成をまとめる。雑任層をめぐる既往の研究は主に在地首長制論という理論的枠組みに対する批判材料として深化した。そこでは、雑任層の存在自体を強調することに力点が置かれ、地方官衙や出土文字資料の検出も相俟って、雑任層の活動実態がかなりの程度解明されてきた。こうした視角は、雑任層の普遍性を議論しようとするあまり各雑任の特徴を捨象してしまう傾向にあること、また個々の経緯で作成・発出されるはずの諸史料を雑任の存在を裏付ける根拠として一様に扱ってしまうこと、という二つの方法的課題をはらむ。本論文はこれらの克服を通じて、従来の静的な雑任層の理解を脱し、古代地域支配機構の実務運営に有機的に組み込まれる雑任層の様相を導出することを目指す。

第一章「調庸輸送隊の編成と展開」では、八～九世紀の調庸輸納に従事する雑任である「綱丁」を取り上げ、編成の契機とその展開過程を論じる。綱丁は従来倉庫令に記載を持つとされてきたが、当該規定は復元令文であり議論の余地が多分に残されていた。近年の天聖令発見を踏まえて日唐令文比較を行い、綱丁の文言は日本の律令条文には記されていなかったことを解明する。また、調庸輸納制度の変遷および『類聚三代格』巻七延暦十五年六月八日太政官符の詳細な分析を通じて、業務を忌避する郡司に代わり綱丁に代表される雑任層が調庸輸納業務に従事するというあり方が地域社会の側で表出していたこと、また、九世紀以降、延喜式制に至る中で綱丁の編成が中央政府に容認される様相を述べる。これらの検討から、八～九世紀における地方行政機構の大勢が、地域社会内部の裁量に基づき活動する雑任層の存在を前提とした諸制度の運用と、彼らを含み込むような制度の改変という動向で理解できることを指摘する。

第二章「諸国書生の存在形態とその把握」では、雑任層を代表する存在とされる「書生」をめぐる諸規定から中央政府による雑任層の把握過程を検討する。書生はほかの雑任に類をみないほど中央発出の文書に存在が確認されるが、それらの個別分析はほとんどなされてこなかった。本章はこれらの具体的な検討、歴史的な位置づけを試みる。書生は律令制支配の根幹ともいえる籍帳制度を実務面で支える存在であり、中央政府は彼らを地域支配機構で不可欠な人員であると認識する一方で、八世紀代では公的な給糧は書生の中の一部の者にのみ認めるにすぎなかったこと、諸国の裁量で正税借貸による書生全般への待遇が整備されていた実情を背景に、九世紀以降にそれが中央政府による認可をへて公的なものに転化

したこと、こうした段階的な変化をへて中央政府が書生を雑任層の代表的存在として認識するようになり、それと相即的に地域社会における書生の立場が確立して在庁官人や判官代といった十世紀以降の地方官人制に展開することをそれぞれ指摘する。このように、書生の待遇を中心として雑任層そのものに関する法整備が進められるのに対応して、八～九世紀を通じて地方行政機構における書生および雑任層の地位が確立していったことを解明する。

第一章・第二章では、地域支配機構の実務部門を支える雑任層の存在を前提に、中央政府が彼らを地域支配機構の中にいかに編成しようとしたかを論じる。そして、八～九世紀における諸制度の変遷を通じて段階的に雑任層を把握、組織していくという大勢を明らかにするとともに、書生の事例にも明白なように雑任層が業務ごとに異なる変遷を描いているというあり方からも、個別分析の必要性が導出されたといえる。

上記の結論も踏まえつつ、以下では個別の雑任の実態的把握を試みる。第三章「古代における貢納物の輸送体制—相模国調邸の郡司代をめぐって—」は、先に掲げた課題のうち特に史料の分析に重きを置いた章で、相模国調邸の売買に関する文書群を扱ってそこに記される「主帳代」や「郡司代」の具体相や、合わせて登場する雑任である「雑掌」の役割を論じる。これまで不詳とされてきた「主帳代」・「郡司代」の呼称を、当該史料の背景に調庸輸納業務が関係していたと想定することで、第一章で述べた綱丁との結びつきが存する可能性を見出す。また既往の研究が国雑任として扱ってきた雑掌に、出身郡との関係を維持しながら国務に従事する様子がうかがわれ、そこに国郡行政を結節させるような雑任層の姿を見出せること、古代社会における地方行政の運用が、輸納小隊の編成にも看取されるように雑任層を中心として諸国内で柔軟に遂行されていたことを述べる。特定の史料分析を出発点としているだけに細かい議論が中心となっているが、雑任層が各業務に合わせて柔軟に編成されたこと、国郡業務のいずれにも関与しながら実務部門を支える雑任が存していたことなど、実態面において多くの示唆を与えるものである。

第四章「郡散事についての基礎的研究」は、国雑任の一つとされる「郡散事」の詳論である。郡散事を指すとされる事例は業務に応じて類型化が可能であり、職掌ごとに活動範囲や任用の仕方などが異なることを確認する。また東大寺領北陸荘園の経営に関する史料群の検討を通じて、郡散事という肩書を持つ者の活動を国務に限定することはできないこと、国と中央、国と郡、諸国どうしといった複数の行政機構を往来することで完結するような業務に当たることが「散事」の語に含意されていることをそれぞれ導き出す。さらに彼らの出身郡に関する情報を加味することにより、既往の地域社会に存在した人やモノの伝達方式が郡散事の活動を通じて国務に取り込まれていくという、地域支配機構における人的編成

の淵源に対する推測を得るに至る。すなわち、諸国の行政機構において郡散事の活動が職務別に多様な就労形態、任用方法をとっていた背景には、彼らの活動の場となる国府や郡家の成立における時期差が影響していた可能性があるといえよう。

第三章・第四章の検討を通じて、雑任層が地域社会内部の裁量に基づく柔軟な編成をとられていたことを明らかにしたが、第一章・第二章の知見を踏まえるならば、職務ごとに多様性を持つ雑任層の実態は各種の地域政策との関係で説明されるべきであり、雑任層をめぐる議論において地域支配機構に編成される実務官人としての側面を軽視してはならないのである。

最後に第五章「八世紀の雑任層をめぐる法令とその表記」では、一～四章では触れられなかった八世紀代の法制史料にみえる雑任層の記載について総括的な理解を試みる。当該期の国史である『続日本紀』においては、雑任の呼称が意図的に省略されている可能性が存することが明らかとなり、これは中央政府が雑任層に関する規定を律令条文から削除したのと軌を一にする立場が表出したものであったと想定される。この時期には、中央政府が地域社会の人的編成を把握しようとする姿勢は積極的なものではなかったといえるが、翻ってそれは当該時期に雑任層をめぐる法令が出されているという事象そのものの重要性を示唆するものとも評価できる。これらを通じて、冒頭で指摘したように史料ごとの性格の相違を検討の範囲外に置いた既往の研究がはらむ問題点を改めて確認するとともに、古代地域支配機構の歴史的変遷の中に雑任層を含み込んだ議論を行う必要性を課題として提示する。

終章「本稿のまとめと課題」では、各章の結論をまとめつつ、上記の検討の中で十分に行えなかったそれぞれの歴史的評価について補足しながら展望を述べる。地域社会における雑任層は地方官衙の成立という律令制的地域支配の成立とともに早くから末端の実務部門を構成し、地域支配諸政策の浸透・展開に合わせて段階的に地域支配機構の中に編成されていくという、地域社会での雑任層の活動と中央政府による規制との間の緊張関係が想定される。これは、日本の古代国家を「律令制」「文明」と「氏族制」「未開」という二元的国家であったと説明する既往の見方にも通じる二面性であると評価でき、雑任層をめぐる議論が古代の国家論にも迫りうる側面を有するような、古代地域社会の研究において不可欠な分析視角であることを示しているといえる。こうしたあり方を踏まえて、国司制度、郡司制度、雑徭制度などの隣接する領域との比較が可能となるだけでなく、副次的・補助的な要素としての叙述にとどまらない、それ自体が単一概念として確立するものとして雑任層を評価すべきである点を、いくつかの事例を掲げながら補論する。さらに、雑任層の活動とは対称的に令制以前および十世紀以降の地域社会との結びつきが見出される「所」制や刀禰の様相を勘案することで、雑任層の前史や行方といった歴史的変化に考察を及ぼすことができる点を合わせて展望している。

本論文では、諸制度の分析を通じて地域支配機構に組み込まれた雑任層の様相を論及することに重点を置いており、出身階層や身分などの地域社会における彼らの実態についてはなお未解明な部分が多い。ただ、本稿の研究視角は、郡司層や富豪層といった地域社会内で某層というかたちで把握される諸概念との比較作業を可能とさせ、人的編成の実態解明にも寄与するものと思われる。今後の深化が求められよう。

論文審査の結果の要旨

氏 名	田 中 昇 一
論 文 題 目	日 本 古 代 地 域 支 配 機 構 の 研 究
要 旨	
日本古代の地域支配は、中国に倣い、律令条文に規定された国司・郡司などの地方官人を中心に設計されていた。ただしその運用に際しては、末端において現業を支える存在である雑任層の編成が不可欠であったことが明らかになっている。本論文は、地域支配機構における雑任・雑任層の実態的な解明を通じて、その具体相および展開過程を論じることを目的としている。 序章「研究の視角と本稿の構成」では、先行研究を整理しつつ、課題と構成をまとめている。雑任層をめぐる既往の研究は、主に在地首長制論という理論的枠組みに対する批判材料として深化してきた。そこでは、雑任層の存在自体を強調することに力点が置かれ、地方官衙や出土文字資料の検出も相俟って、雑任層の活動実態がかなりの程度解明されてきた。だがこうした視角は、雑任層の普遍的な存在を強調することにもつながり、各雑任の特徴を捨象してしまう傾向にある。また個々の経緯で作成・発出されるはずの諸史料を雑任の存在を裏付ける根拠として一様に扱ってしまうという、二つの方法的課題をはらんでいる。本論文は、これらの克服を通じて、従来の静的な雑任層の理解を脱し、古代地域支配機構の実務運営に有機的に組み込まれる雑任層の様相を導出することを目指している。 第1章「調庸輸送隊の編成と展開」では、8～9世紀の調庸輸納に従事する雑任である「綱丁」を取り上げ、編成の契機とその展開過程を論じている。綱丁は、従来倉庫令に記載されるとされてきたが、当該規定は復元令文であり、議論の余地が多分に残されていた。近年の天聖令発見を踏まえて日唐令文比較を行い、綱丁は日本の律令条文には記されていないことを解明している。また、調庸輸納制度の変遷および『類聚三代格』延暦15年6月8日太政官符の詳細な分析を通じて、業務を忌避する郡司に代わり綱丁に代表される雑任層が調庸輸納業務に従事するというあり方が地域社会の側で表出していたこと、また9世紀以降、延喜式制に至る中で綱丁の編成が中央政府に容認される様相を明らかにしている。 第2章「諸国書生の存在形態とその把握」は、雑任層を代表する存在とされる「書生」をめぐる諸規定から、中央政府による雑任層の把握過程を検討している。書生はほかの雑任に類をみないほど中央発出の文書に存在が確認されるが、それらの個別分析はほとんどなされてこなかった。本章では、これらの具体的な検討を通じて、その歴史的位置づけを試みている。書生は律令制支配の根幹ともいえる籍帳制度を実務面で支える存在であり、中央政府は彼らを地域支配機構で不可欠な人員であると認識する一方で、8世紀代では公的な給糧は書生の一部に限定していたこと、書生全般への待遇が諸国の裁量で整備されていた実情を背景として、9世紀以降にそれが中央政府による認可をへて公的なものに転化したこと、こうした段階的な変化をへて中央政府が書生を雑任層の代表的存在として認識するようになり、それと相即的に地域社会における書生の立場が確立して在庁官人や判官代といった10世紀以降の地方官人制に展開することをそれぞれ指摘している。このように、書生の待遇を中心として雑任層そのものに関する法整備が進められてゆくのに対応して、8～9世紀を通じて地方行政機構における書生および雑任層の地位が確立していったことを解明している。 第3章「古代における貢納物の輸送体制—相模国調邸の郡司代をめぐる—」は、先に掲げた課題のうち特に史料の分析に重きを置いた章で、相模国調邸の売買に関する文書群を扱ってそこに記される「主帳代」や「郡司代」の	

主査記載
氏名（自署）

古 市 晃

具体相、及び雑任の一種、「雑掌」の役割を論じている。これまで不詳とされてきた「主帳代」・「郡司代」の呼称を、当該史料の背景に調庸輸納業務が関係していたと想定することで、第1章で述べた綱丁と結びつく可能性を見出している。また既往の研究が国雑任として扱ってきた雑掌に、出身郡との関係を維持しながら国務に従事する様子がうかがわれ、そこに国郡行政を結節させるような雑任層の姿を見出せること、古代社会における地方行政の運用が、輸納小隊の編成にも看取されるように雑任層を中心として諸国内で柔軟に遂行されていたことを述べる。

第4章「郡散事についての基礎的研究」は、国雑任の一つとされる「郡散事」についての詳論である。郡散事の実例は業務に応じた類型化が可能であり、職掌ごとに活動範囲や任用の仕方などが異なる。また東大寺領北陸荘園の経営に関する史料群の検討を通じて、郡散事の活動を国務に限定できないこと、国と中央、国と郡、諸国間など複数の行政機構の往来によって完結するような業務に当たる存在であることを、それぞれ導き出している。

第5章「八世紀の雑任層をめぐる法令とその表記」では、8世紀代の法制史料にみえる雑任層の記載について総合的な理解を試みている。当該期の国史である『続日本紀』においては、雑任の呼称が意図的に省略されている可能性が明らかとなり、これは中央政府が雑任層に関する規定を律令条文から削除したのと軌を一にする立場が表出したものと想定される。

終章「本稿のまとめと課題」では、各章の結論をまとめつつ、上記の検討の中で十分に行えなかったそれぞれの歴史的評価について補足しながら展望を述べている。地域社会における雑任層は地方官衙の成立という律令制的地域支配の成立とともに早くから末端の実務部門を構成し、地域支配諸政策の浸透・展開に合わせて段階的に地域支配機構の中に編成されてゆくという、地域社会での雑任層の活動と中央政府による規制との間の緊張関係が想定される。これは、日本の古代国家を「律令制」「文明」と「氏族制」「未開」という二元的国家であったと説明する既往の見方にも通じると評価でき、雑任層をめぐる議論が古代の国家論にも迫りうる側面を有するような、古代地域社会の研究において不可欠な分析視角であることを示している。こうしたあり方を踏まえて、国司制度、郡司制度、雑徭制度などの隣接する領域との比較が可能となるだけでなく、副次的・補助的な要素としての叙述にとどまらない、それ自体が単一概念として確立するものとして雑任層を評価すべきである点を、いくつかの事例を掲げながら補論している。

本論文により、8～9世紀を中心とする日本古代の地域支配機構を下支えした雑任層の存在形態、また法的位置づけがいつそう明らかになり、中央支配権力と地域社会の関係に対する理解が深まったことは、日本古代史研究の進展に資するものとして高く評価できる。

本審査委員会は、以上の点から、全員一致で、論文提出者田中昇一が博士（文学）の学位を授与されるに足る資格を有するものと判定した。

審査委員

区分	職名	氏名（自署）	区分	職名	氏名（自署）
主 査	教 授	古 市 晃	副 査	大阪公立大学 准教授	磐 下 徹
副 査	教 授	市 澤 哲	副 査	講 師	吉 川 圭 太
副 査	教 授	栗 村 弘			